別記様式第六（第十条関係）

標 識

標 示

信 号

□１号

□２号

□３号

□４号

|  |
| --- |
| 道 路 使 用 許 可 申 請 書年　　月　　日警 察 署 長　殿 住 所申請者　　　氏 名 |
| 道路使用の目的 |  |
| 場所又は区間 |  |
| 期 間 | 年 　　月　　 日　　 時から　　 年　　 月　　 日 　　時まで |
| 方法又は形態 |  |
| 添 付 書 類 |  |
| 現 場責任者 | 住所 |  |
| 氏名 |  | 電話 |  |
| 第 　　　　　号道 路 使 用 許 可 証上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 条 件 |  |

年　　　月　　　日　　　　　警 察 署 長 　印 |

備考　１ 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

1. 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
2. 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とする。

※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会、窓口は交通規制課となります。）この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。